

## 事務服の廃止について

### 1 趣旨

これまで、本市及び本市職員のイメージアップを図ることを主な目的として、事務服の貸与を行ってきたが、最近の社会情勢、他の地方公共団体の動向や、職員代表等で構成する奈良市職員被服選定検討委員会の検討結果報告を踏まえ、事務服の貸与を廃止することとする。

全員が同じ事務服を着用することは、職員の個性を埋没させることにつながり、そのことが職務において個々の能力の発揮や自由な発想を妨げることになる場合もあると考えられる。また、夏期は、女性職員だけに事務服の着用が義務づけられており、このことは、男女共同参画社会の観点からも好ましくない。

現在貸与している事務服は、最終の貸与から男性服で6年、女性服で5年が経過しており、十分耐用年数が経過していると思われる。

よって、新年度の合併を機に、制服の堅いイメージを払拭し、職員が自ら選択した節度ある服装をすることにより、新しい奈良市のイメージをつくり、職務における職員の能力を引き出すとともに、仕事に対する責任感や使命感を養うこととする。

### 2 貸与している事務服の概要

事務職員の被服については、昭和42年から奈良市職員被服貸与規則に基づき、男性職員については4年間に2着の冬服、女性職員については3年間に2着の冬合服及び夏服を貸与することとしているが、近年は経費削減のため、貸与期間の延長や貸与の凍結を実施している。

	男性職員	女性職員
貸与被服	冬服（紺色のブレザー）	冬合服（うす葉色を基調としたグレンチェックのジャケットとベスト、白色ブラウス、黒色のタイトスカート、リボン） 夏服（淡いブルーを基調としたプリンセスチェックの半袖オーバーブラウス、プルシアンブルーのタイトスカート）
着用数	8 8 4 人	3 1 4 人

### 3 廃止時期

平成 17 年 4 月 1 日から廃止する。

### 4 現在の事務服の着用について

今後、新たな事務服の貸与を行わないが、当分の間、現在の事務服の着用についても可能とする。

### 5 節減効果

事務服の貸与の廃止に伴う節減額は、最近の実績を 1 年あたりに換算した場合には約 750 万円となる。

さらに、事務服を廃止しない場合、合併により平成 17 年度に貸与することとなる 2 村の事務職員にかかる所要額は約 530 万円である。

### 6 他市の状況

男女とも事務服を廃止しているのは、旭川市、宇都宮市、市川市、八王子市、岐阜市、高松市など

県内の市では大和高田市が平成 12 年度から、檀原市は平成 16 年度から廃止。葛城市は合併を機に事務服を廃止した。

問い合わせ

人事課人事係 内線 2131、2132